

# 私立専修学校設置認可等審査基準

平成16年4月1日制定

平成23年4月1日改正

令和4年7月15日改正

## (趣旨)

第1条 私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置の認可、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可及び廃止の認可、設置者の変更の認可、目的の変更の認可並びに廃止の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

## (目的)

第2条 専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、広く一般に公開して教育がなされるもの（進学の準備を目的とするものは除く。）でなければならない。

## (名称)

第3条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、設置する分野及び課程にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

## (開設の時期)

第4条 専修学校の開設の時期は、原則として4月1日とする。

## (設置者)

第5条 専修学校の設置者は、専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有するとともに、経済的基礎及び社会的信望を有していなければならない。

2 前項に規定する専修学校を経営するために必要な知識又は経験とは、専修学校教育一般に関する識見、設置する専修学校の教育内容に関する学識、学校、専修学校及び各種学校の設置者、役員、校長、教員の経歴等をいい、経済的基礎とは、設置しようとする専修学校に必要な校地、校舎、校具その他の施設設備又はそれに要する資金及び相当期間にわたって教職員の人件費その他の経常的経費を支弁することのできる資金等その設置する専修学校の安定した経営のために必要な財産を有していることをいう。

## (位置及び環境)

第6条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

## (学科)

第7条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに1又は2以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない

第8条 専修学校には、夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間学科等」という。）を置くことができる。

（総定員）

第9条 専修学校の生徒の総定員は、設置する課程の分野ごとに常時40人以上でなければならない。ただし、昼間及び夜間の両方の学科を設置しようとする場合は、それぞれが40人以上でなければならない。

（校地等）

第10条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

（校舎等）

第11条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

2 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

（校舎の面積）

第12条 専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。

(1) 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に1の分野についてのみ学科を置くものにあつては、別表第1イの表により算定した面積

(2) 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に2以上の分野について学科を置くもの又は2若しくは3の課程を置く専修学校で当該課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について学科を置くものにあつては、次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第1イの表第4欄の生徒総定員40人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第1ロの表により算定した面積を合計した面積

（設備）

第13条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

2 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第14条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（教員数等）

第15条 専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員の数は、3人を下ることができない。

3 夜間学科等を併せ置く場合にあつては、相当数の教員を増員するものとする。

(教員の資格)

第16条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- (1) 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者
- (2) 学士の学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第4号において同じ。）を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位（学位規則第5条の5に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。）又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- (3) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- (4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位を有する者
- (5) 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- (6) その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第17条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者
- (3) 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- (4) 学士の学位を有する者
- (5) その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第18条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- (1) 前2条各号のいずれかに該当する者
- (2) 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- (3) その他前2号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(修業年限等)

第19条 専修学校の修業年限は、学科ごとに1年以上とし、課程ごとに入学資格を設けるものとする。

(授業時数)

第20条 専修学校の授業時数は、学科ごとに1年間にわたり800時間以上とする。た

だし、夜間学科等については、1年間の授業時数が450時間を下らない範囲で修業年限に応じて減ずるものとするが、修了時における授業時数の合計が800時間以上になるものとする。

- 2 専修学校の授業時数の1単位時間は、50分を原則とする。ただし、教育上支障のない場合は、45分とすることができる。

(同時に授業を行う生徒数等)

第21条 専修学校において、1の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

- 2 教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができるものとする。

(学校経営)

第22条 専修学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものとする。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ1.5倍相当額の範囲内とする。

- 2 専修学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとする。

(授業科目)

第23条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

- 2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。
- 3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。
- 4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第24条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第25条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修(専修学校が授業科目の履修とみなすことができ

る学修（平成11年文部省告示第184号）を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第1項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成11年文部省告示第184号）を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第2項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っているとして認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っているとして認められた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

（入学前の授業科目の履修等）

第26条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行った専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第29条の規定により行った授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行った前条第1項及び第5項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第24条第1項並びに前条第1項及び第5項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修（第29条の規定により行った授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第3項及び第5項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第24条第2項並びに前条第3項及び第5項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

（授業の方法）

第27条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところ（専修学校が履修させることが

できる授業（平成18年文部科学省令告示第24号）により、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

（昼夜開講制）

第28条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

（科目等履修生）

第29条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、1又は複数の授業科目を履修させることができる。

（授業時数の単位数への換算）

第30条 専修学校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、35時間をもって1単位とする。

第31条 専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

（資産）

第32条 専修学校の設置者は、設置する専修学校ごとに、資産として、次に掲げる施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。

(1) 専修学校の目的及び生徒数に応じて相当の面積を有する校地

(2) 第12条に定める面積を有する校舎

(3) 専修学校の目的及び生徒数に応じた教具、校具等の設備

（資産の借用等）

第33条 前条に定める資産は、原則として負担付き又は借用でないものとする。ただし、前条第1号及び第2号に定める資産については、設置者が所有することが困難であり、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

2 国又は地方公共団体以外の者からの前条第1号及び第2号に定める資産の借用については、所有者との間に借用期間が20年以上の公正証書による賃貸借契約を成立させなければならない。ただし、専修学校が目指す教育内容を実現するために短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、借用期間が20年未満であっても差し

支えないものとする。

- 3 前条第3号に定める設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものとする。

(負債)

第34条 専修学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が25%以下において認めるものとする。ただし、設置者が個人の場合には、40%以下において認めるものとする。

(区分所有)

第35条 建物を区分所有して専修学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合で、次の各号に該当するものは、この限りでない。

- (1) 専修学校として使用する部分の位置及び環境が、教育上、保健衛生上及び防災上適切であること。
- (2) 専修学校として使用する部分が複数の階にまたがる場合は、連続した階であること。
- (3) 専修学校の専用となる出入口及び通路が確保されており、他の部分と明確に区分されていること。

(分校)

第36条 専修学校の分校は、次の各号に該当する場合には認められるが、実態が独立した専修学校としての要件を備えているものは、独立の専修学校として設置認可を受けなければならない。

- (1) 設置される場所がへき地等であって、通学上の便宜のため地域の要望が強いこと。
- (2) 独立した専修学校となる程度の規模を有していないこと。
- (3) 教育機能が当該分校のみでは完結せず、教員、実習施設等について本校と一体となって教育を行うような形態であること。

(附帯事業)

第37条 専修学校が当該専修学校の教員、施設、設備等により専修学校以外の教育(「附帯事業」という。)を行うときは、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 専修学校本来の教育に支障を来さないこと。
- (2) 専修学校の目的に照らして適当であること。
- (3) 修業年限が1か月以上12か月以下であること。
- (4) 附帯事業を恒常的に行うときは、その旨を学則に明示し、入学案内、修了証書等においても附帯事業としての教育である旨を明示すること。
- (5) 附帯事業の収入が、専修学校本来の経常的経費の2分の1以内であること。

(設置認可前の生徒募集)

第38条 設置認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 専修学校設置計画の承認を受けたこと。
- (2) 専修学校設置認可申請書の提出があること。

(3) 校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。

2 前項ただし書の場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 募集要項に「 年 月 日開校予定（認可申請中）」と明示すること。

(2) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。

(3) 入学案内及び募集広告の内容については、学科ごとの授業内容、取得可能な資格、卒業生の就職状況等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者に誤解を与えることのない適正なものとする。

(課程の設置の認可及び目的の変更の認可)

第39条 専修学校の課程の設置及び目的の変更にあつては、第2条から前条までの規定に適合していなければならない。

(設置者の変更の認可)

第40条 専修学校の設置者の変更にあつては、第2条、第3条及び第5条から第38条までの規定に適合していなければならない。

(課程の廃止の認可)

第41条 専修学校の課程の廃止にあつては、在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置され、かつ、指導要録等の関係書類の引継ぎが確実でなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(学校の廃止の認可)

第42条 専修学校の廃止にあつては、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。

(2) 校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。

(3) 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

(学校の設置認可申請手続等)

第43条 専修学校の設置の認可を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、別表第3に掲げる期限までに、専修学校設置計画書及び専修学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。

3 知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して50日以内を標準として申請者に通知するものとする。

4 知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

5 知事は、専修学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(課程の設置認可申請等の手続等)

第44条 専修学校の課程の設置又は目的の変更の認可を受けようとする者は、別表第4に掲げる期限までに、専修学校課程設置計画書及び専修学校課程設置認可申請書又は専修学校目的変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第2項から第5項までの規定は、専修学校の課程の設置の認可の場合に準用する。



この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは、「設置しようとする年度」と読み替える。

- 3 前条第4項及び第5項の規定は、専修学校の目的の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは、「変更しようとする年度」と読み替える。

(設置者の変更認可申請手続等)

第45条 専修学校の設置者の変更の認可を受けようとする者は、速やかに、専修学校設置者変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(廃止認可申請手続等)

第46条 専修学校の課程の廃止又は専修学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の60日前までに、専修学校課程廃止認可申請書又は専修学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、専修学校の課程の廃止又は専修学校の廃止の認可の場合に準用する。

#### 附 則

- 1 この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 私立専修学校設置認可等取扱要領は、廃止する。
- 3 この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立専修学校設置認可等取扱要領は、なおその効力を有する。

#### 附 則

- 1 この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この審査基準は、令和4年7月15日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第1 専修学校の校舎面積（第12条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	260
		41人以上	$260 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	200
		41人以上	$200 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	130
		41人以上	$130 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	130
		41人以上	$130 + 2.3 \times (\text{生徒総定員} - 40)$

備考 この表に掲げる算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	40人まで	180
		41人以上	$180 + 3.0 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	140
		41人以上	$140 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又	40人まで	110
		41人以上	$110 + 2.5 \times (\text{生徒総定員} - 40)$

	は教育・社会福祉関係		(生徒総定員 - 40)
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	40人まで	100
		41人以上	$100 + 2.3 \times$ (生徒総定員 - 40)

別表第2 専修学校の教員数 (第15条関係)

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人から600人まで	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$
		601人以上	$14 + \{(生徒総定員 - 600) \div 60\}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人から400人まで	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$
		401人以上	$10 + \{(生徒総定員 - 400) \div 60\}$
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	80人まで	3
		81人から200人まで	$3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$
		201人以上	$6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 60\}$

備考 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

別表第3 (第43条関係)

提出書類	提出期限
専修学校設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の1月31日 (校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の5月)

	31日)
専修学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の9月30日

別表第4（第44条関係）

提出書類	提出期限
専修学校課程設置計画書	設置しようとする年度の前々年度の1月31日（校舎等の建設を要しないときは、設置しようとする年度の前年度の5月31日）
専修学校課程設置認可申請書	設置しようとする年度の前年度の9月30日
専修学校目的変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の9月30日